



# 島根県報

令和5年3月10日（金）

号外第25号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(総 務 課)	11
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	12
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	( " )	13
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	( " )	14
島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する条例	( " )	15
島根県部設置条例の一部を改正する条例	( " )	16
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	( " )	17
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	18
島根県県税条例等の一部を改正する条例	(税 務 課)	30
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	38
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(青少年家庭課)	40
島根県認定こども園の認定要件に関する条例及び島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例	(子ども・子育て支援課)	49
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	( " )	50
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(農 畜 産 課)	53
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	55
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企業局総務課)	56
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	(学 校 企 画 課)	57
島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例	(文 化 財 課)	58
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	59
島根県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	60

## 公布された条例等のあらまし

### ◇博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第1号）

#### 1 条例の概要

次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 島根県立古代出雲歴史博物館条例
- (2) 島根県立美術館条例
- (3) 島根県暴力団排除条例

#### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

#### 1 条例の概要

行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準を定めた級別基準職務表を改めることとした。（別表第6・別表第9・別表第11・別表第12関係）

#### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

#### 1 条例の概要

任用期間を定めて雇い入れられる職員を常勤職員とみなして職員の退職手当に関する条例を適用する要件のうち、勤務日数に係る要件を緩和することとした。（第1条の2・第8条関係）

#### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

#### 1 条例の概要

放射線取扱業務等従事手当の支給対象公署の改正（第25条関係）

改正前	改正後
防災部原子力安全対策課	原子力環境センター

#### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する条例（条例第5号）

#### 1 条例の概要

県が東京都に設置した宿泊施設を廃止したことに伴い、基金の設置を要しなくなることから、島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止することとした。

#### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県部設置条例の一部を改正する条例（条例第6号）

#### 1 条例の概要

地域振興部の所掌事務のうち、エネルギー対策に関する事項を防災部の所掌事務とすることとした。（第3条関係）

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第7号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正（第5条関係）

支給月	改正前	改正後
6月	100分の115	100分の120
12月	100分の115	100分の120

##### (2) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定（別表第1関係）

職員の種別	区分	改正前	改正後
一般業務に従事する者	日額	9,100円	9,200円
	月額	144,800円	147,300円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	10,000円	10,100円
	月額	165,000円	167,800円
	時間額	1,300円	1,310円
教育業務に従事する者	月額	332,500円	332,900円
調査研究業務に従事する者	日額	12,000円	12,600円
	月額	234,000円	236,500円
医療業務に従事する者	月額	176,000円	178,800円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	205,000円	208,400円
軽作業に従事する者	日額	6,400円	6,700円
	時間額	830円	870円

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第8号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 介護保険法関係手数料（別表23の項関係）

介護支援専門員実務研修受講試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
8,640円	8,240円

##### (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料（別表64の4の項関係）

#### ア 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料の新設

##### (7) 一戸建ての住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）

## (イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）

## イ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定に係る手数料の新設

## (7) 一戸建ての住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）

## (イ) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	32,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）

## ウ その他規定の整備

## (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料（別表64の5の項関係）

## ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の新設

## (7) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	102,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合

5,000平方メートル未満のもの	にあつては、45,000円)
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、77,000円)

(イ) 一戸建ての住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る手数料の新設

(ア) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、45,000円)
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、77,000円)

(イ) 一戸建ての住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合

区 分	手数料の額
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)

ウ その他規定の整備

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)については、令和5年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県県税条例等の一部を改正する条例（条例第9号）

#### 1 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 自動車税の種別割の初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、3年間（一部については2年間）延長することとした。（附則第18項・附則第20項関係）

イ その他規定の整理

(2) 次に掲げる条例の規定の整理

ア 島根県県税条例の一部を改正する条例

イ 島根県核燃料税条例

ウ 島根県産業廃棄物減量税条例

(3) この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和5年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこととした。

(4) この条例は、(3)の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のイについては改正法の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、1の(2)のイ及びウについては令和6年1月1日から、1の(3)及び(4)については公布の日から施行することとした。

### ◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

#### 1 条例の概要

(1) 建築基準法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲することとした。（第2条の表第25号関係）

ア 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の容積率に関する特例の認定に係る申請の受理

イ 第一種低層住居専用地域等内又は高度地区内において、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のために必要な屋根に関する工事等を行う建築物の高さの制限の特例の許可に係る申請の受理

(2) 児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を海士町に権限移譲することとした。（第2条の表第28号関係）

ア 都道府県知事等に対する認可外保育施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供の要求

イ 認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖の命令をした旨の公表

(3) 旅券法に基づく事務のうち、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲している一般旅券の発給の申請の受理及びこれに伴う確認等の事務並びに一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理及びこれに伴う確認等の事務について、新たに導入される電子手続による申請等に係る事務は県が行うこととした。（第2条の表第36号関係）

(4) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

(5) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

#### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については同年3月27日から、1の(5)については公布の日から施行することとした。

### ◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 改正の内容

ア 児童の安全確保のための計画策定等

(ア) 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。(イ)において同じ。）及び障害児通所支援事業者は、児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定しなければならないこととした。

(イ) 児童福祉施設、障害児通所支援事業者及び認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。(ウ)において同じ。）は、児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の方法により児童の所在を確認しなければならないこととした。

(ウ) 保育所及び児童発達支援センター、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者並びに認定こども園は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、児童の降車の際に、ブザーその他の車内の

児童の見落としを防止する装置を用いて児童の所在を確認しなければならないこととした。

イ 業務継続計画の策定等

(ア) 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。(イ)において同じ。）は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定するよう努めなければならないこととした。

(イ) 児童福祉施設は、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施するよう努めなければならないこととした。

ウ 児童と障害児を交流させて保育する場合における職員等の要件

(ア) 保育所等の児童と児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、児童への保育に併せて従事させることができることとした。

(イ) 他の社会福祉施設と併設する保育所における児童の居室及び保育所に特有の設備並びに児童の保護に直接従事する保育士について、保育に支障がない場合は、併設する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができることとした。

エ 保育士の数の算定において、当分の間、看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる特例について、乳児4人以上を入所させる保育所に限定する規定を削除することとした。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととした。

オ 児童福祉法の改正に伴う懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除

カ 引用する省令の題名の改正

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアからカまで
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のア、ウの(ア)及びオ
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	(1)のアの(ア)及び(イ)並びにオ
島根県認定こども園の認定要件に関する条例	(1)のアの(イ)及び(ウ)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県認定こども園の認定要件に関する条例及び島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の引用する条項の整理

- (1) 島根県認定こども園の認定要件に関する条例
- (2) 島根県子ども・子育て支援推進会議条例

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 条例の概要

## (1) 改正の内容

ア 幼保連携型認定子ども園における園児の保育に直接従事する職員及び保育室等について、保育に支障がない場合は、他の社会福祉施設の職員又は設備に兼ねることができることとした。

イ 幼保連携型認定子ども園は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定するよう努めなければならないこととした。

ウ 認定子ども園の職員の数の算定において、当分の間、1人に限って保育教諭等（幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園にあつては、保育士の資格を有する者。以下同じ。）を看護師等をもって代えることができることとした。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定子ども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととした。

エ 児童福祉法の改正に伴う懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除

## (2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアからエまで
島根県認定子ども園の認定要件に関する条例	(1)のウ

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

## ◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

## 1 条例の概要

島根県獣医師修学資金に係る返還債務の免除の条件及び範囲を次のとおり追加することとした。（第2条関係）

免除の条件	免除の範囲
大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から2年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いてその業務に従事した期間が貸与期間の2分の3（貸し付けた資金の月額が12万円を超える場合には、3分の5）に相当する期間に満たないとき。	債務の一部

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第15号）

## 1 条例の概要

(1) 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の容積率に関する特例の認定に係る手数料の新設（別表第4関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等の容積率に関する特例の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円

(2) 第一種低層住居専用地域等内又は高度地区内において、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のために必要な屋根に関する工事等を行う建築物の高さの制限の特例の許可に係る手数料の新設（別表第4関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円
高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 161,000円



- (3) 一団地の総合的設計制度の認定等に係る手数料に関する規定の整備（別表第4関係）  
 (4) 引用する条項の整理

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

## 1 条例の概要

発電所の最大出力の変更（別表第1関係）

名 称	改正前	改正後
三隅川発電所	7,400キロワット	7,900キロワット

## 2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

## ◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第17号）

## 1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,599人	1,595人	△4人
	事務職員及び技術職員	186人	185人	△1人
特別支援学校	教育職員	988人	962人	△26人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	—
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,026人	5,065人	39人
	事務職員及び技術職員	358人	355人	△3人

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例（条例第18号）

## 1 条例の概要

- (1) 島根県立古代出雲歴史博物館の休館日は、毎月第1火曜日及び第3火曜日とすることとした。（第12条第1項関係）  
 (2) (1)に規定する日が国民の祝日に関する法律に規定する休日又は1月2日、同月3日、5月1日、同月2日若しくは8月15日に当たるときは、その日の属する週の翌週の火曜日を休館日とすることとした。（第12条第2項関係）  
 (3) 指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休館日を変更することができることとした。（第12条第3項関係）

## 2 施行期日

令和5年10月1日から施行することとした。

## ◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第19号）

## 1 条例の概要

- (1) 特定自動運行等の許可に係る手数料の新設（別表第1の35の4の項・35の5の項関係）

区 分	手数料の額
特定自動運行の許可	1件につき 79,200円

特定自動運行計画の変更の許可	1件につき	78,500円
----------------	-------	---------

- (2) 運転免許に付されたサポートカー限定条件（自動車の種類を限定する条件であって、交通事故の防止又は被害軽減に資するものをいう。）を解除するための審査に係る手数料の新設（別表第1の39の項関係）

区 分	手数料の額	
公安委員会が提供する自動車を使用しないで審査を受ける場合	1件につき	1,400円
公安委員会が提供する自動車を使用して審査を受ける場合	1件につき	2,850円

## 2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

## ◇島根県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第20号）

### 1 条例の概要

- (1) 議員定数が削減されることに伴い、総務委員会の委員定数を1名減ずることとした。（第2条第1号関係）  
 (2) 常任委員会の名称及び所管について次のように改めることとした。（第2条第1号・第2号・第4号関係）

改正前		改正後	
名称	所管	名称	所管
総務委員会	政策企画局、総務部、防災部、地域振興部及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務委員会	政策企画局、総務部、教育委員会及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
文教厚生委員会	健康福祉部、病院局及び教育委員会の所管に関する事項	環境厚生委員会	環境生活部、健康福祉部及び病院局の所管に関する事項
建設環境委員会	環境生活部、土木部、企業局及び収用委員会の所管に関する事項	防災地域建設委員会	防災部、地域振興部、土木部、企業局、選挙管理委員会及び収用委員会の所管に関する事項

## 2 施行期日

この条例の公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される議員の任期の初日から施行することとした。

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 1 号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部改正)

第 1 条 島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項中「第20条第 1 項」を「第23条第 1 項」に改める。

(島根県立美術館条例の一部改正)

第 2 条 島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項中「第20条第 1 項」を「第23条第 1 項」に改める。

(島根県暴力団排除条例の一部改正)

第 3 条 島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項第 5 号中「第29条の規定により博物館に相当する施設として指定を受けたもの」を「第31条第 2 項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 2 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 の 3 級の項中「主任」を「係長又は主任」に改め、同表 4 級の項中「企画員」を「困難な業務を所掌する係長」に改め、同表 5 級の項中「グループリーダー」を「課長補佐」に改める。

別表第 9 の 2 級の項中「主任研究員」を「係長若しくは主任研究員」に改める。

別表第11の 3 級の項中「主任」を「係長又は主任」に改め、同表 4 級の項中「高度の技術又は経験を必要とする主任」を「やや困難な業務を所掌する係長」に改め、同表 5 級の項中「保健所」を「本庁の課長補佐又は保健所」に改める。

別表第12の 3 級の項中「主任保健師」を「係長、主任保健師」に改め、同表 4 級の項中「企画員」を「困難な業務を所掌する係長」に改め、同表 5 級の項中「保健所」を「本庁の課長補佐又は保健所」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 3 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 項中「法令の規定により」を「法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、」に改め、「含む。」の次に「第 8 条第 2 項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1 月間の日数（島根県の休日 を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 8 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第 8 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第 1 条の 2 第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県条例第 4 号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第25条第 1 項第 1 号中「防災部原子力安全対策課」を「原子力環境センター」に改め、「（人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 5 号

島根県東京宿泊施設管理基金条例を廃止する条例

島根県東京宿泊施設管理基金条例（平成元年島根県条例第 4 号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 6 号

島根県部設置条例の一部を改正する条例

島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表防災部の項に次の 1 号を加える。

(4) エネルギー対策に関する事項

第 3 条の表地域振興部の項第 5 号を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 7 号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の115」を「100分の120」に改める。

別表第 1 中「9,100」を「9,200」に、「144,800」を「147,300」に、「10,000」を「10,100」に、「165,000」を「167,800」に、「1,300」を「1,310」に、「332,500」を「332,900」に、「12,000」を「12,600」に、「234,000」を「236,500」に、「176,000」を「178,800」に、「205,000」を「208,400」に、「6,400」を「6,700」に、「830」を「870」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 8 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表23の項第 1 号中「8,640円」を「8,240円」に改める。

別表64の 4 の項第 1 号アを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合

㌞ 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令  
（平成28年 経済産業省 令第 1 号。以  
国土交通省

下この号及び次号において「省令」という。）第10条第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法

	律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この号において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあつては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000

	円)
(イ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)

別表64の4の項第1号イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年<sup>経済産業省</sup>令第1号。以下この号及び次号において「省令」とい<sup>国土交通省</sup>う。）」を「省令」に改め、「にあっては(イ)」の次に「又は(ロ)」を、「及び(イ)」の次に「又は(ロ)」を加え、同号イ(イ)中「について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同号イ(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合
-------------------------------------

a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円）
d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円）

別表64の4の項第2号アを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の

認定を受けようとする場合	
(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
(イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
b 計画の変更に係る床面積の合計	10,000円（変

が200平方メートル以上のもの	更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 3,000円)
-----------------	---

別表64の4の項第2号イ中「にあっては(ウ)」の次に「又は(ロ)」を、「及び(ウ)」の次に「又は(ロ)」を加え、同号イ(ウ)中「について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同号イ(ウ)の次に次のように加える。

(ロ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 10,000円）
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 20,000円）
c 住宅部分の計画の変更に係る部	102,000円（変

分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 45,000円)
d 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	149,000円 (更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 77,000円)

別表64の5の項第7号ア㉠中「にあってはc」の次に「又はd」を、「及びc」の次に「又はd」を加え、同号ア㉠c中「について」の次に「省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて」を加え、同号ア㉠cの次に次のように加える。

d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合に



	あつては、 10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	56,000円（住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 20,000円)
(c) 住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	102,000円（住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 45,000円)
(d) 住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの	149,000円（住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 77,000円)

別表64の 5 の項第 7 号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 計画の認定を受けようとする建築 物が一戸建ての住宅（非住宅部分を 有しないものに限る。以下この号、 次号及び第10号において同じ。）の 場合	
--	--

a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、

5,000円)

別表64の 5 の項第 8 号ア㍻中「にあつては c」の次に「又は d」を、「及び c」の次に「又は d」を加え、同号ア㍻c 中「について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同号ア㍻c の次に次のように加える。

d 当該建築物の住宅部分について 誘導仕様基準を用いて評価を行う 場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル未満のもの	32,000円（住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 10,000円）
(b) 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方 メートル以上2,000平方メー トル未満のもの	56,000円（住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 20,000円）
(c) 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平方メー トル未満のもの	102,000円（住 宅誘導基準適 合証等の提出 がある場合に あつては、 45,000円）
(d) 住宅部分の計画の変更に係る	149,000円（住

部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、 77,000円)
----------------------------	-------------------------------------

別表64の 5 の項第 8 号ア(イ)を次のように改める。

(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合	
a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
(b) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円（住宅誘導基準適

の	合証等の提出 がある場合に あっては、 3,000円)
(b) 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円（住宅誘導基準適合証等の提出 がある場合に あっては、 3,000円)

別表64の5の項第10号ア(ロ)中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号ウ中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表23の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 9 号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第18項第 1 号ア中「平成22年 3 月31日」を「平成25年 3 月31日」に改め、同号イ中「平成24年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改め、同項第 2 号から第 4 号までを削り、同項第 5 号中「附則第12条の 3 第 5 項各号」を「附則第12条の 3 第 2 項各号」に改め、「（自家用の乗用車等を除く。）」及び「、当該自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月31日」を「令和 8 年 3 月31日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 6 号中「附則第12条の 3 第 6 項各号」を「附則第12条の 3 第 3 項各号」に、「第47条」を「第47条第 1 項第 1 号ア及び第 4 号ア」に改め、「、当該営業用の乗用車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和 4 年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月31日」を「令和 7 年 3 月31日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項の表第 1 項第 1 号イの項から第 1 項第 3 号イの項までを次のように改める。

第 1 項第 1 号 イ	25,000円	—	6,500円	—
	30,500円	—	8,000円	—
	36,000円	—	9,000円	—
	43,500円	—	11,000円	—
	50,000円	—	12,500円	—

	57,000円	—	14,500円	—
	65,500円	—	16,500円	—
	75,500円	—	19,000円	—
	87,000円	—	22,000円	—
	110,000円	—	27,500円	—
第 1 項第 2 号	6,500円	7,100円	2,000円	—
ア (㊦を除く。)	9,000円	9,900円	2,500円	—
	12,000円	13,200円	3,000円	—
	15,000円	16,500円	4,000円	—
	18,500円	20,300円	5,000円	—
	22,000円	24,200円	5,500円	—
	25,500円	28,000円	6,500円	—
	29,500円	32,400円	7,500円	—
	4,700円	5,100円	1,200円	—
	15,100円	16,600円	4,000円	—
	7,500円	8,200円	2,000円	—
第 1 項第 2 号	8,000円	8,800円	2,000円	—
イ (㊦を除く。)	11,500円	12,600円	3,000円	—
	16,000円	17,600円	4,000円	—
	20,500円	22,500円	5,500円	—
	25,500円	28,000円	6,500円	—
	30,000円	33,000円	7,500円	—
	35,000円	38,500円	9,000円	—
	40,500円	44,500円	10,500円	—
	6,300円	6,900円	1,600円	—
	20,600円	22,600円	5,500円	—
	10,200円	11,200円	3,000円	—
第 1 項第 3 号	12,000円	—	3,000円	—

ア(ア)	14,500円	—	4,000円	—
	17,500円	—	4,500円	—
	20,000円	—	5,000円	—
	22,500円	—	6,000円	—
	25,500円	—	6,500円	—
	29,000円	—	7,500円	—
第 1 項第 3 号	26,500円	29,100円	7,000円	—
ア(イ)	32,000円	35,200円	8,000円	—
	38,000円	41,800円	9,500円	—
	44,000円	48,400円	11,000円	—
	50,500円	55,500円	13,000円	—
	57,000円	62,700円	14,500円	—
	64,000円	70,400円	16,000円	—
第 1 項第 3 号	33,000円	36,300円	8,500円	—
イ	41,000円	45,100円	10,500円	—
	49,000円	53,900円	12,500円	—
	57,000円	62,700円	14,500円	—
	65,500円	72,000円	16,500円	—
	74,000円	81,400円	18,500円	—
	83,000円	91,300円	21,000円	—

附則第18項の表第 1 項第 4 号イ (エを除く。) の項から第 2 項第 2 号の項までを次のように改める。

第 1 項第 4 号	6,000円	6,900円	1,500円	—
イ (エを除く。)	9,500円	10,900円	2,500円	—
	5,300円	6,000円	1,500円	—
第 1 項第 5 号	6,500円	7,100円	2,000円	—
ア(ア)	12,800円	14,000円	3,500円	—
第 1 項第 5 号	6,500円	7,100円	2,000円	—



ア(イ) a	9,000円	9,900円	2,500円	—
	12,000円	13,200円	3,000円	—
	15,000円	16,500円	4,000円	—
	18,500円	20,300円	5,000円	—
	22,000円	24,200円	5,500円	—
	25,500円	28,000円	6,500円	—
	29,500円	32,400円	7,500円	—
	4,700円	5,100円	1,500円	—
	48,300円	52,800円	13,500円	—
第 1 項第 5 号 ア(イ) b	前号に規定する営業用の区分による当該区分ごとの額	けん引車にあつては4,200円、それ以外のものにあつては7,700円	けん引車にあつては1,000円、それ以外のものにあつては2,000円	—
	第 2 号	附則第18項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 2 号	附則第18項第 2 号の規定により読み替えて適用される第 2 号	—
第 1 項第 5 号 イ(ア)	第 1 号	—	附則第18項第 2 号の規定により読み替えて適用される第 1 号	—
	第 2 号	附則第18項第 1 号の規定により読み替えて適用される	附則第18項第 2 号の規定により読み替えて適用される	—

		第 2 号	第 2 号	
	第 3 号	附則第18項第 1 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	附則第18項第 2 号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	—
第 1 項第 5 号 イ(イ)	20,000円	—	5,000円	—
	24,400円	—	6,500円	—
	28,800円	—	7,500円	—
	34,800円	—	9,000円	—
	40,000円	—	10,000円	—
	45,600円	—	11,500円	—
	52,400円	—	13,500円	—
	60,400円	—	15,500円	—
	69,600円	—	17,500円	—
	88,000円	—	22,000円	—
第 1 項第 5 号 イ(エ) a	8,000円	8,800円	2,000円	—
	11,500円	12,600円	3,000円	—
	16,000円	17,600円	4,000円	—
	20,500円	22,500円	5,500円	—
	25,500円	28,000円	6,500円	—
	30,000円	33,000円	7,500円	—
	35,000円	38,500円	9,000円	—
	40,500円	44,500円	10,500円	—
	6,300円	6,900円	2,000円	—
	65,700円	72,100円	18,500円	—
第 1 項第 5 号 イ(エ) b	前号に規定す る自家用の区	けん引車にあ っては5,800	けん引車にあ っては1,500	—

	分による当該 区分ごとの額	円、それ以外 のものにあつ ては10,400円	円、それ以外 のものにあつ ては2,500円	
	第 2 号	附則第18項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第18項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	—
第 2 項第 1 号	3,700円	4,100円	1,000円	—
	4,700円	5,200円	1,200円	—
	6,300円	6,900円	1,600円	—
第 2 項第 2 号	5,200円	5,700円	1,300円	—
	6,300円	6,900円	1,600円	—
	8,000円	8,800円	2,000円	—

附則第19項中「乗用車等」の次に「（自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途車のうち乗用車に類する教習車及びキャンピング車をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加える。

附則第20項第1号中「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

（島根県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 島根県県税条例の一部を改正する条例（令和 4 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項の改正規定中「第24条第2項中」の次に「「附則第11条の4第2項、第5項及び第7項」を「附則第11条の4第3項及び第5項」に、」を加える。

附則第1項第1号中「附則第4項及び第5項」を「附則第5項及び第6項」に改め、同項第3号中「改正規定」の次に「及び附則第4項の規定」を加える。

附則第 2 項中「及び附則第 5 項」を「並びに附則第 4 項及び第 6 項」に改める。

附則中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 新条例第 24 条の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(島根県核燃料税条例の一部改正)

第 3 条 島根県核燃料税条例（令和元年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 278 条第 6 項」を「第 278 条第 7 項」に改める。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 4 条 島根県産業廃棄物減量税条例（令和元年島根県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「第 733 条の 18 第 7 項」を「第 733 条の 18 第 8 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第 5 項及び第 6 項の規定 公布の日
  - (2) 第 2 条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号。附則第 5 項及び第 6 項において「改正法」という。）の公布の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
  - (3) 第 3 条及び第 4 条並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日  
(自動車税に関する経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例附則第 18 項から第 20 項までの規定は、令和 5 年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(島根県核燃料税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第 3 条の規定による改正後の島根県核燃料税条例第 11 条の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「第 3 号施行日」という。）以後に同条例第 9 条に規定する申告書の提出期限が到来する核燃料税について適用し、第 3 号施行日前に当該提出期限が到来した核燃料税については、なお従前の例による。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第 4 条の規定による改正後の島根県産業廃棄物減量税条例第 17 条の規定は、第 3 号施行日以後に同条例第 11 条又は第 15 条に規定する申告書の提出期限が到来する産業廃棄物減量税について適用し、第 3 号施行日前に当該提出期限が到来した産業廃棄物減量税については、なお従前の例による。

(この条例の失効等)

- 5 この条例は、改正法が令和 5 年 3 月 31 日までに公布されないときは、その効力を失う。
- 6 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 10 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第25号左欄中(62)を(64)とし、(47)から(61)までを(49)から(63)までとし、同欄の(46)中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に改め、同欄中(46)を(48)とし、同欄の(45)中「建築物の」の次に「新築又は一敷地内認定建築物の増築等に関する」を加え、同欄中(45)を(47)とし、同欄の(44)中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に改め、同欄中(44)を(46)とし、(43)を(45)とし、同欄の(42)中「建築される」を「建築等をする」に改め、同欄中(42)を(44)とし、(41)を(43)とし、同欄の(40)中「建築される」を「建築等をする」に改め、同欄中(40)を(42)とし、(19)から(39)までを(21)から(41)までとし、(18)を(19)とし、その次に次のように加える。

(20) 法第58条第 2 項の規定による高度地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可に係る申請の受理

第 2 条の表第25号左欄中(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、同欄の(15)中「第55条第 3 項各号」を「第55条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同欄中(15)を(16)とし、(10)から(14)までを(11)から(15)までとし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第52条第 6 項第 3 号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定に係る申請の受理

第 2 条の表第28号左欄の(1)中「(21)から(23)まで」を「(23)から(25)まで」に改め、同欄の(12)中「(15)」を「(17)」に改め、同欄中(23)を(25)とし、(16)から(22)までを(18)から(24)までとし、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第59条第 7 項の規定による情報の提供の要求

(17) 法第59条第 9 項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令をした旨の公表

第 2 条の表第28号右欄中「(21)及び(22)」を「(23)及び(24)」に、「(21)から(23)まで」を

「(23)から(25)まで」に、「(22)及び(23)」を「(24)及び(25)」に、「(20)」を「(22)」に改め、同表第36号左欄中「掲げるもの」の次に「((1)から(5)まで、(9)及び(10)に係る事務にあつては、電子手続（旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）第1条第2号に規定する方法をいう。）により申請等が行われる場合を除く。）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条の表第36号左欄の改正規定は同年3月27日から施行する。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第36号左欄の(12)の改正規定中「「平成元年外務省令第11号」を「令和4年外務省令第10号」に」を「「（平成元年外務省令第11号）」を削り」に改める。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 11 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「除く。」の次に「第 12 条及び」を加える。

第 6 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第 6 条の 3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 6 条の 4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の



際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第 9 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第12条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条の 2 の見出しを削り、同条第 1 項中「以下」の次に「この条において」を加える。

第13条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中

毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第45条第 2 項中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改める。

第82条に次の 1 項を加える。

10 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第 61号）第 1 条第 2 項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第89条第 2 項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第89条に次の 1 項を加える。

2 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第 2 項中「乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けられることができる体制を確保しなければならない。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 9 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第 1 条第 2 項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当

該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

#### 第47条 削除

第55条の6に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第55条の9中「、第47条」を削る。

第57条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第72条の14及び第80条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

(島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

#### 第44条 削除

(島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第4条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

(10) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項に

において「新設備運営基準条例」という。)第 6 条の 3 (保育所に係るものを除く。)、第 2 条の規定による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(第 4 項において「新指定通所支援基準条例」という。)第 41 条の 2 及び第 3 条の規定による改正後の島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 38 条の 2 の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新設備運営基準条例第 6 条の 4 第 2 項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
- 4 新指定通所支援基準条例第 41 条の 3 第 2 項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

- 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、第 4 条の規定による改正後の島根県認定こども園の認定要件に関する条例第 13 条第 10 号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第 9 号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。



島根県認定こども園の認定要件に関する条例及び島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 12 号

島根県認定こども園の認定要件に関する条例及び島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

(島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第 1 条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第25条」を「第25条第 1 項」に改める。

(島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正)

第 2 条 島根県子ども・子育て支援推進会議条例（平成25年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第77条第 4 項」を「第72条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 13 号

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

(島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年島根県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定は、園児の保育に直接従事する職員及び保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所をいう。以下同じ。）については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員又は設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第 11 条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第 11 条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要

に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第15条第1項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削る。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から前項まで」に、「又は知事」を「、知事」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに知事」を「、知事」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

11 第17条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

（島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第2条 島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	第10条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	------------------------------------	------

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 第10条第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えること

ができる。ただし、満 1 歳未満の子どもの数が 4 人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 14 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島根県獣医師修学資金の項中第 4 号を第 5 号とし、

<p>3 前 2 号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>		を
---	--	---

<p>3 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から 2 年を経過する日の翌日までの間に、県の職員として獣医師の業務に就き、かつ、引き続いてその業務に従事した期間が貸与期間の 2 分の 3（貸し付けた資金の月額が 12 万円を超える場合にあっては、3 分の 5）に相当する期間に満たないとき。</p>	債務の一部	に改める。
<p>4 前 3 号に規定する従事期間</p>	債務の全部	

中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った島根県獣医師修学資金については、なお従前の例による。

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 15 号

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の14の項の次に次のように加える。

14の 2 法第52条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物 の容積率に関する特例の認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,300円
---	----------------------

別表第 4 の19の項中「第55条第 3 項各号」を「第55条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同表の21の 2 の項の次に次のように加える。

21の 3 法第58条第 2 項の規定に基づく高度地区にお ける建築物の高さの最高限度の特例の許可を受けよ うとする者	申請 1 件につき 161,000円
---	-----------------------

別表第 4 の33の項及び34の 2 の項中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表の34の 3 の項中「建築され」を「建築等をし」に改め、同表の35の項中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同表の35の 2 の項中「の建築物」の次に「の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」を加え、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同表の35の 3 の項中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県条例第 16 号**

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三隅川発電所の項中「7,400」を「7,900」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 17 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,599人」を「1,595人」に、「186人」を「185人」に、「988人」を「962人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,026人」を「5,065人」に、「358人」を「355人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 18 号

島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部を改正する条例

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「には、休館日を設けない」を「の休館日は、毎月第 1 火曜日及び第 3 火曜日とする」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「施設等の維持管理のため」を削り、「博物館を休館」を「休館日を変更」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は 1 月 2 日、同月 3 日、5 月 1 日、同月 2 日若しくは 8 月 15 日に当たるときは、その日の属する週の翌週の火曜日を休館日とする。

### 附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 19 号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の35の 3 の項の次に次のように加える。

35の 4 道路交通法第75条の12第 1 項の規定に基づく特定自動運行の許可を受けようとする者		1 件につき 79,200円
35の 5 道路交通法第75条の16第 1 項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者		1 件につき 78,500円

別表第 1 の39の項中「第91条」の次に「又は第91条の 2 第 2 項」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の39の項の改正規定は、公布の日から施行する。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 20 号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「10人」を「9人」に、「防災部、地域振興部」を「教育委員会」に改め、同条中第 4 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「文教厚生委員会」を「環境厚生委員会」に、「健康福祉部、病院局及び教育委員会」を「環境生活部、健康福祉部及び病院局」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

### (2) 防災地域建設委員会 9 人

防災部、地域振興部、土木部、企業局、選挙管理委員会及び収用委員会の所管に関する事項

#### 附 則

この条例は、この条例の公布の日以後最初に行われる一般選挙により選挙される議員の任期の初日から施行する。